

質問への回答について

上越市文化観光部魅力創造課

業務の名称 : 上越市鉄道遺産群活用基本計画策定業務

上記案件について、以下のとおり質問がありましたので、回答いたします。

No	質疑事項欄	回答欄	回答日
1	<p>●審査要領 2-3 当社はプロポーザルに参加する意思を持っています。 プロポーザル審査要領の 2. 評価基準の 3 実施体制についての評価基準に「(専門家等の外部との連携も評価対象とする)」との記載があります。当社は、外部専門家と連携する予定ですが、3 実施体制において、明確に連携する外部専門家について明記する事で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 他の企業等と連携する場合は、参加申込者との関係が分かるようにした上で、別紙様式 2 別添「3 実施体制」や「4 実施内容」に記載していただくことが可能です。</p>	令和 6 年 6 月 18 日
2	<p>●募集要領 7-(1)-ウ 別紙様式 4 上記が可の場合、連携する外部専門家の実績を別紙様式 4 に記載することで、評価基準 No. 5 事例・実績の評価を得られると考えて宜しいでしょうか。 違う場合、連携する専門家の実績が評価対象となる方法(正式な JV を組む等)をご教授ください。</p>	<p>別紙様式 4 には、参加申込者自身の実績を記載してください。 ただし、連携企業等の実績を説明したい場合は、参加申込者との関係が分かるようにした上で、別紙様式 2 別添「3 実施体制」や「4 実施内容」に記載していただくことが可能です。</p>	令和 6 年 6 月 18 日
3	<p>●募集要領 7-(1)-ウ 別紙様式 4 別紙様式 4 に記載する類似業務実績ですが、どのような業務が類似業務に含まれるのかを具体的に示していただけますでしょうか。</p>	<p>類似業務は具体例を示さないことで提案者の得意とする業務を実績として評価するため、お伝えすることはできません。</p>	令和 6 年 6 月 18 日

4	<p>●募集要領 5—(1) 別紙様式 1 別紙様式 1 の 2 枚目の表中に【様式 1】～【様式 9】という記載がありますが、これらの様式はどちらにありますでしょうか。</p>	<p>別紙「各情報の情報提供・公開一覧表」は、当市の「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に掲載されているものです。【様式 1】～【様式 9】はガイドラインにおける説明書きのため、本プロポーザルとは直接関係しません。</p>	令和 6 年 6 月 18 日
5	<p>●審査要領 1—(2)—イ 二次審査 プロポーザル審査要領の 1—(2)—イ、二次審査の記載で「出席者は 3 人以内とし、この業務を担当する予定の主担当者 1 人は必ず出席すること。」とありますが、この主任担当者の後職、所有資格については問わないと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>「主任担当者の後職」については、「主任担当者の役職」と理解し回答します。 お見込みのとおり、プレゼンテーションの出席者については主任担当者の役職、所有資格は問いません。</p>	令和 6 年 6 月 18 日
6	<p>●募集要領 7—(1)—エ プロポーザル募集要領の 7. 企画提案書の作成要領のエ、見積書に於いて「見積の総額及び内訳について作成すること」と記載がありますが、内訳項目に記載する項目をご教授願います。</p>	<p>見積の総額の算出根拠が分かる項目で提出してください。具体的な項目は問いません。</p>	令和 6 年 6 月 18 日
7	<p>●募集要領 3—(1) 本業務のプロポーザルに 2 社で構成する共同企業体として参加したく考えています。その場合、「消費税及び地方消費税に係る納税証明書」「暴力団等の排除に関する誓約書」「様式 3 会社概要」「様式 4 類似業務実績一覧」は 2 社分をそれぞれ提出するという形で宜しかったでしょうか？また、その他必要な手続き等がありましたらご教示ください。</p>	<p>J V（共同企業体）の参加は認めていません。 それ以外の方法により他の企業等と連携する場合は、参加申込者との関係が分かるようにした上で、別紙様式 2 別添「3 実施体制」や「4 実施内容」に記載していただくことが可能です。</p>	令和 6 年 6 月 18 日

8	<p>●仕様書 2 業務内容(2) ニーズ調査・事例検討 鉄道遺産群活用策検討のための「ニーズ」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道遺産群（個々の対象に関して）が持つ観光資源としてのポテンシャル ・鉄道遺産群の活用を必要とする人や事業 	<p>上越市鉄道遺産群活用策検討のためのニーズ調査は観光ニーズを想定しておりますが、それ以外のニーズ調査を妨げるものではありません。</p>	<p>令和6年6月21日</p>
9	<p>●仕様書 2 業務内容(3) 上越市鉄道遺産群活用検討委員会の開催・運営 委員会には上越市の方も委員として参加されるのでしょうか。</p>	<p>委員構成は企画提案の項目であり、評価の対象となるため、お答えできません。</p>	<p>令和6年6月21日</p>
10	<p>●仕様書 2 業務内容(3) 上越市鉄道遺産群活用検討委員会の開催・運営 委員会は上越市にて開催が必要でしょうか。（オンラインでの参加も可能でしょうか）</p>	<p>開催場所は指定していません。オンラインでの開催も可能です。</p>	<p>令和6年6月21日</p>
11	<p>●仕様書 2 業務内容(3) 上越市鉄道遺産群活用検討委員会の開催・運営 委員会には委員以外にその回の開催内容・目的に合わせた専門家の参加は可能でしょうか。</p>	<p>上越市鉄道遺産群活用検討委員会に委員以外の専門家が参加することは可能です。</p>	<p>令和6年6月21日</p>
12	<p>●仕様書 2 業務内容(4) 上越市鉄道遺産群活用基本計画案の作成 「上越市鉄道遺産群活用基本計画案」をもって事業（業務）報告書でしょうか。</p>	<p>仕様書「2 業務内容」の全てが報告書の対象となります。</p>	<p>令和6年6月21日</p>

13	<p>●仕様書 2 業務内容(4) 上越市鉄道遺産群活用基本計画案の作成</p> <p>「独自の認定制度」とは、上越市が鉄道遺産を独自に（国が定める登録有形文化財等とは別に）指定する制度を構築するということでしょうか。</p> <p>その場合、指定するのは上越市でしょうか。それとも他に認定に関する検討委員会等を設置し、そこで指定するのでしょうか。</p>	<p>市内に点在する鉄道に関する魅力的な資産を保存・継承、観光素材として活用していくために市が独自に認定する制度の構築を想定しています。</p> <p>具体的な認定方法は、認定制度の内容と合わせて、本業務を進める中で検討を行います。</p>	令和 6 年 6 月 21 日
14	<p>●仕様書 2 業務内容(4) 上越市鉄道遺産群活用基本計画案の作成</p> <p>現在の直江津 D51 レールパークは「新潟県「鉄道発祥の地」直江津の車両基地の一部に開設された鉄道テーマパーク」の位置付けですが、上越市としては単なる保存施設としてだけでなく、拡充にあたり「資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及と言った性格を含む博物館」としての性格を前提にしていると捉えていいのでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載のとおり、「鉄道博物館」とは博物館法に基づく博物館を前提としていません。</p> <p>直江津 D51 レールパーク拡充整備の機能や方向性は、本業務を進める中で、検討を行うこととしています。</p>	令和 6 年 6 月 21 日
15	<p>●仕様書 2 業務内容(4) 上越市鉄道遺産群活用基本計画案の作成</p> <p>五智公園の D51 の移設・活用については、移設・動態化における手法・基幹・費用概算なども含めて検証・答申するのでしょうか。</p>	<p>「基幹」については、「期間」と理解し回答します。</p> <p>お見込みのとおり、移設・動態化における手法・期間・費用概算なども当委託の業務となります。</p>	令和 6 年 6 月 21 日
16	<p>●仕様書 2 業務内容(3) 上越市鉄道遺産群活用検討委員会の開催・運営</p> <p>検討委員会の人数は、提案者の提案内容に一任でよろしいでしょうか。事前に指定人数があればお教えてください。</p>	<p>検討委員会の指定人数はありません。</p> <p>仕様書に記載のとおり、検討委員会の参加者は市と受託事業者の協議により決定します。</p>	令和 6 年 6 月 26 日

17	<p>●仕様書2 業務内容(3) 上越市鉄道遺産群活用検討委員会の開催・運営</p> <p>検討委員として必須となる関係者はいらっしゃいますか。</p>	<p>必須となる関係者はいません。</p>	<p>令和6年6月26日</p>
18	<p>●仕様書2 業務内容(3) 上越市鉄道遺産群活用検討委員会の開催・運営</p> <p>・検討委員会参加者への謝金は「委託者が負担する」と記載がありますが、謝金規定や上限はありますか。</p>	<p>謝金は、学識等の専門性に応じて市の基準に基づきお支払いすることになります。ただし、当該基準によりがたい場合は、予算の範囲内で協議により対応を決定します。</p>	<p>令和6年6月26日</p>
19	<p>●仕様書2 業務内容(3) 上越市鉄道遺産群活用検討委員会の開催・運営</p> <p>・検討委員会に上越市や新潟県外から有識者を招聘する場合、交通費は委託者・受託者どちらの負担になりますか。</p>	<p>交通費は、委託者である市が負担します。</p>	<p>令和6年6月26日</p>
20	<p>●仕様書2 業務内容(2) ニーズ調査・事例検討</p> <p>ア 鉄道遺産群活用検討のための「ニーズ」</p> <p>イ 直江津 D51 レールパークの魅力・集客向上のための「ニーズ調査」とは具体的にどのような内容を求めていますでしょうか。</p>	<p>上越市鉄道遺産群活用策検討のためのニーズ調査及び直江津 D51 レールパークの魅力・集客向上のためのニーズ調査は観光ニーズを想定しておりますが、それ以外のニーズ調査を妨げるものではありません。</p>	<p>令和6年6月26日</p>